

水道事業用語集（全体版）

	用 語	意 味
あ	いたくりょう 委託料	水道料金の検針・徴収・閉開栓業務等の窓口業務包括外部委託に係る経費や施設の保守点検委託に係る経費。
	いちにちさいだいはいすりょう 一日最大配水量	年間の一日本配水量のうち最大のものをいう。
	いちにちへいきんはいすりょう 一日平均配水量	年間総配水量を年日数で除したものをいう。
	いっばんかいけいくりいれきん 一般会計繰入金	税収入が主な財源である一般会計から、地方公営企業に繰り入れるお金のこと。 毎年、国（総務省）より示される基準によるもの（基準内）と、それ以外によるもの（基準外）とに区分される。
か	かにゆうふたんきん 加入負担金	新たに水道を設置する場合や、既存の水道の口径を増やす場合に支払う負担金のこと。
	きかんかんろ 基幹管路	導水管（水源から原水を浄水場へ送る管）や配水本管（給水管を分岐しない配水管）のように水道管の基幹的な施設になり、水道を支える重要な管路のこと。
	きぎょうさい 企業債	地方公共団体が、地方公営企業の建設改良費の資金に充てるために国などから借りるお金のこと。
	きぎょうさいしやうかんきん 企業債償還金	企業債を返済するための費用のこと。
	きほんりやうきん 基本料金	二部料金制において、水道水の使用量と関係なく定額で徴収する料金部分のこと。使用量に応じて徴収する従量料金との合計額が水道料金となる。
	きゆうすいく い き 給水区域	厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受け、需要に応じて給水を行うこととした区域。
	きゆうすいく い き ないじんこう 給水区域内人口	水道が利用できる区域内に住んでいる人。
	きゆうすいげん か 給水原価	有収水量 1 m ³ 当たりの水道料金収入であり、水道料金水準を示す。
	きゆうすいしやうえき 給水収益	営業収益の一つで、水道料金として収入する収益のこと。
	きゆうすいじんこう 給水人口	水道により給水を受けている人口。
	きやうきゆうたんか 供給単価	有収水量 1 m ³ 当たりにかかっている費用のこと。

水道事業用語集（全体版）

	用語	意味
	ぎょうせいく い き ないじんこう 行政区域内人口	住民基本台帳年報を基本とした人口。
	けいじょうしゅうえき 経常収益	一事業年度の営業収益と営業外収益の合計。
	けいじょうひ よう 経常費用	一事業年度の営業費用と営業外費用の合計。
	げんかしょうきやくひ 減価償却費	長期間にわたって使用できる固定資産の取得に要した支出を、取得資産の耐用年数の間に費用としていく会計処理のことを減価償却といい、減価償却費はその費用のこと。現金支出はなく、会計上費用として処理したもの。
	げんさいつみたてきん 減債積立金	企業債の償還に充てるため、毎事業年度生じた利益を議会の議決を経て積み立てたお金のこと。
	けんせつかいりょうつみたてきん 建設改良積立金	建設又は改良工事等に要する資金に充てるため、毎事業年度生じた利益を議会の議決を経て積み立てたお金のこと。
	けんせつかいりょうひ 建設改良費	施設の建設又は改良工事等に要する経費。
	げんそんかいけい 減損会計	固定資産の収益性が低下し、その投資額を回収する見込みがなくなったときに、帳簿価額を一定の条件のもとで回収可能価額まで減額する会計処理のこと。
	こていひ 固定費	水道料金を算定するうえで原価計算を行うにあたり、水道事業の運営に要する費用は、費目の性質に応じて固定費と変動費に区分される。そのうち、固定費は、給水量の多寡に関係なく水道施設を適正に維持拡充していくために、固定的に必要とされる費用のこと。
	こべつげんか 個別原価	総括原価を各使用者群（メーターの口径）・使用水量へ配分すること。
さ	じ こ しほん (自己) 資本	企業に帰属する財産の額のこと。資本金と剰余金からなる。
	しさんげんもうひ 資産減耗費	固定資産が機能的に本来の使用に耐えられなくなった場合、これを廃棄して帳簿価額から除かなければなりません。これを除却といい、除却時に減価償却費として費用化していない額として計上したものを固定資産除却費という。これに、たな卸資産減耗費を合わせたものが資産減耗費。

水道事業用語集（全体版）

	用 語	意 味
	しはらいりそく 支払利息	企業債の利息として支払ったもの。
	しほんてきしゅうし 資本的収支	将来の経営活動のために行う建設改良費及び企業債の元金償還金等の支出と、その財源となる収入（国庫補助金・企業債・一般会計繰入金等）をいう。
	しほんひ 資本費	施設の建設又は改良のために借りたお金の利息、減価償却費など設備投資に伴う費用のこと。経営努力による削減が困難な経費。
	しほんひよう 資本費用	水道事業の健全な運営を確保するために必要な費用で、支払利息と資本報酬を合わせたもの。
	しほんほうしゅう 資本報酬	事業の実態資本を維持等のために、施設の拡充、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべきもの。
	しゅうえきてきしゅうし 収益的収支	一事業年度の企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用を表すもの。
	しゅうぜんひ 修繕費	配水管破損修繕費やメーター取替費のこと。
	じゅうようきゅうすいしせつはい 重要給水施設配 すいかん 水管	基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管のこと。
	じゅうりょうりょうきん 従量料金	水道水の実使用量に応じ、1 m ³ 当たりいくらかとして徴収される料金のこと。
	じゅすいひ 受水費	水道用水供給事業者から供給を受ける用水などの受水に要する費用。
	すいどう 水道ビジョン	水道事業体における事業経営の指針。本市では平成27年3月に策定している。
	すいどう 水道メーター	水道の使用量を測定するため、給水戸数毎に設置されているもの。水道メーターは計量法により8年毎に交換しなければならない。
	すいどうりょうきんさんていよう 水道料金算定要 りょう 領	水道料金の適正化を図るために必要な具体的事務処理基準などをまとめたもの。柳井市水道事業では、平成27年1月に策定済。

水道事業用語集（全体版）

	用 語	意 味
	そうかつげん かほうしき 総括原価方式	かかった営業費（燃料費、設備費、運転費、人件費など）に適正な利潤を加え、水道料金収入以外の収入を引いて 料金を算定するというもので、水道・電気等公共性の高いサービスに使用されている計算方式。
	た えいぎょうしゅうえき その他営業収益	給水装置工事の検査手数料や加入負担金のこと。
た	たいようねんすう 耐用年数	減価償却費を計算する場合に、固定資産の取得額を分割する際の、法律で決まっている年数。水道管の耐用年数は40年とされているが、耐用年数を超えても使用することは可能。しかし、古くなった水道管は漏水等による破損のリスクが高まる。
	た かいけいふたんきん 他会計負担金	営業収益の内の他会計負担金は、下水道使用料との一体徴収に係る下水道負担金や、周防大島町との窓口業務の共同化に係る負担金。営業外収益の内の他会計負担金は、国が示した高料金対策に要する一般会計からの基準内繰入金。
	た かいけいほじょきん 他会計補助金	高料金対策に要する市費負担分や、高料金対策に要する基準外の一般会計からの繰入金。
	ちゅうにゅうてん 注入点	本市では、災害に強い管網の構築に向けて配水ブロック化を進めており、ブロック化とは、送る管と配る管を分けブロック毎に水量・水圧の管理を行うことで緊急時対応を可能とすること。注入点とは、この各ブロックへの注入ポイントのこと。
	ちようきまえうけきんれいにゆう 長期前受金戻入	資産の取得又は改良に補助金等の交付を受けたときに、その資産に対する補助金等の償却相当分を収益として計上したものの。現金収入はなく、会計上収益として処理したものであるため、減価償却費から長期前受金戻入を除いたものが内部留保資金となる。
	とうねんどじゅんりえき 当年度純利益	一事業年度の間に得た全ての収益から、全ての費用を差し引いたもの。
	どうりよくひ 動力費	水道水を作り配水するための機械設備等の運転に必要な電気料及び燃料費等のこと。
	とくべつそんしつ 特別損失	臨時に発生した費用や固定資産の売却損などのこと。
	とくべつりえき 特別利益	臨時に発生した利益のこと。

水道事業用語集（全体版）

	用 語	意 味
な	に ぶ りょうきんせい 二部料金制	使用水量の有無とは無関係な一定額の定額料金（基本料金）と、使用水量に応じた従量料金との二つの部分から構成される料金制のこと。
は	はいうおーたーれべる HWL	計画高水位のこと。
	は い ふ 配賦	割り当てること。割り振る事
	ふ か り つ 負荷率	一日最大配水量に対する一日平均配水量の割合を表すもので、次式により算出する。この比率は水道事業の施設効率を判断する指標の一つであり、数値が大きいほど効率的であるとされている。水道事業のような季節的な需要変動がある事業については、給水需要のピーク時に合わせて施設を建設することとなるため、需要変動が大きいほど施設の効率は悪くなり、負荷率が小となる。このことから負荷率を大にすることが経営の一つの目標となる。 $（一日平均配水量 \div 一日最大配水量） \times 100$
	ふ き ゅ う り つ 普及率	給水人口 $\div$ 行政区域内人口 $\times 100$ （%） 行政区域内人口に対する給水人口の割合。
	へ い き ん か い て い り つ 平均改定率	現行料金での料金収入に対して、改定後の料金で算定した場合に増減する料金収入の比率のこと。
	へ ん どう ひ 変動費	水道料金を算定するうえで原価計算を行うにあたり、水道事業の運営に要する費用は、費目の性質に応じて固定費及び変動費に区分される。そのうち、変動費は、薬品費、動力費及び固定費のいずれにも属さないその他の費用であって、おおむね給水量の増減に比例する費用である。変動費は、全額を水量料金として均一に配賦することとされている。
ま	め っ き ん せ つ び 滅菌設備	浄水されてきれいな水に、次亜塩素酸ナトリウム等の薬品を入れ細菌を消毒する設備のこと。
や	やく ひ ん ひ 薬品費	浄水を消毒するための薬品等に係る経費。
	ゆう し ゅ う す い り ょ う 有収水量	料金収入が得られた水量のこと。

水道事業用語集（全体版）

	用語	意味
	ゆうしゅうりつ 有収率	つくった水道水が、どの程度みなさんに届けられているかを示す割合で、この値が高いほど無駄なく水道水を供給できているということになる。
ら	りょうきんかいしゅうりつ 料金回収率	供給単価÷給水原価×100（％） 給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標で、100％を下回っている場合、給水に係る費用が給水収益以外の収入で賄われていることを意味する。
	りょうきんかいてい 料金改定	水道料金を適正な水準に改めること。
	ろうおうたーれべる LWL	計画低水位のこと。
	ろうきゅうかん 老朽管	布設後40年経過した管のこと。
	ろうきゅうかんこうしんけいかく 老朽管更新計画	老朽管の更新を効率的かつ効果的に実施するための計画。
	ろうきゅうかんりつ 老朽管率	老朽管総延長÷管路総延長×100（％） 法定耐用年数に対して経過した年数の割合のこと。